

— 医療情報取得加算について —

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、

特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています

■ オンライン資格確認を行う体制を有しています

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします

<初診時>

● 医療情報取得加算 1 : 3 点 (月に1回)

①健康保険証にて資格確認を行った場合

②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● 医療情報取得加算 2 : 1 点 (月に1回)

①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

● 医療情報取得加算 3 : 2 点 (3 カ月に1回)

①健康保険証にて資格確認を行った場合

②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● 医療情報取得加算 4 : 1 点 (3 カ月に1回)

①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

高尾歯科医院

院長 丸島 佳世子